平成二十三年東北地方太平洋沖地震による被災住宅再建費助成条例 (案)

規定により提出します。 標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の

平成二十四年六月七日

提出者

議員 ふるくぼ 和

子

ふなやま 峨

サ

ダ

子

IJ

すげの直

由

美

IJ

IJ

直子

あかり

IJ

庄

司

賛 成 者

員花

議

花

木

則彰

の り 子

IJ

高

見

佐藤 正昭仙台市議会議長

様

って被 害を受け を含む て、 予算 た人 地 次条第二号及び第三条第一項第二号にお 域 \mathcal{O} 例 範 \mathcal{O} が行う当 は 発囲内に に 速 B 平 成 カュ お 該 二十三年 な 住宅 復 V て助成することにより、 興 \mathcal{O} に 資 地 東 盤に係 す 地 ることを 方太 る 復 平 旧 洋 目 工事 的 沖 とす 地 被災者の いて同じ。) に要する費用 る。 (これ 住 に に 宅 引 \mathcal{O} \mathcal{O} ょ き 再 全 り 部 住 建 V 又 宅 7 は 支 \mathcal{O} 発 _ 地 生. 部に 盤に L

(定義)

第二条 るところに \mathcal{O} る 例 12 お 1 て、 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 用 語 \mathcal{O} 意義 は そ れ ぞ れ 当 該 各 号 に 定 \emptyset

- 住宅 閣 政 害 括 官 害 認 防 定 災 基 担 準 当) に 0 通 V 知 7 $\overline{}$ 平 規 成 定 十三 す る 年 住 六 家を 月 い十 う 八 日 政 防 第 五. 百
- \mathcal{O} 太平洋沖地震 か 復 さ上げ 旧 工 事 12 増 住 Ĺ ょ 宅 基 \mathcal{O} ŋ 被 地 (害を受 盤 元に杭 基 礎 打ち け \mathcal{O} た 新 住 設 等を行 宅 薬液 \mathcal{O} 地 \mathcal{O} 盤の復 注入、 で 盛 土 旧 あ を 目 2 等を行う工 7 とするも 平成二十三年 事 及 \mathcal{O} を び 住 11 う。 東 宅 北 \mathcal{O} 土 方 台

(復 旧 工 事費用 \mathcal{O} 助 成

- 第三条 事に (既 要する費用 行 市長は、 った 人 を含む \mathcal{O} 次 額 \mathcal{O} \mathcal{O} 各号 うち · 次 \mathcal{O} 項 V V ず に ず おれ れ か 11 て同じ。) 少な ŧ 該 1 当 す 額を助成す に対 るときに し、三百万 る 限 こと ŋ が 円 復 で 又 旧 き はエ る 実 事 際 \mathcal{O} に 発 当 注 該 を 行 復 旧 う 工人
- 当該住宅が \mathcal{O} 区 に . 存 す ること
- れ 当該 7 低住宅が たこと 平 本成 市 +- 三域内 東 北 地 方 太 平 洋 沖 地 震 \mathcal{O} 発 生 日 に お い 7 居 住 \mathcal{O} 用 供 さ
- 三 は 当該 一部損壊 低住宅に \mathcal{O} 係 う 5 る ŋ い ず 災 れ 証 かに 明 書 該当 に 記 すること 載 さ れ た 被 害 \mathcal{O} 程 度 が 全 壊 大 規 模 半 半 又
- 兀 当該 住宅に関 L こ の によ る助 成 律て 第い 二な 百い
- 五. に 違反 当該 復 旧 7 工 な 事 が V ے ح 建 築 基 準条例 昭 和 <u>-</u>+ - 五年法 _ そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 法 令 \mathcal{O} 定

六 そ \mathcal{O} 他 市 長 が 別 12 定 8 る 要 件 適 合 7 V

る

支給 又 は 千 第三条 前 · 円 未 を受 項 定 \mathcal{O} け 第 全額 復 \mathcal{O} \mathcal{O} 旧 ること 項 工 数 事 切 \mathcal{O} が が 9 被 \mathcal{O} ŋ 災 捨 あ 発 で きる 者 注 るとき、 7 て 生活再 を行う は た 次項 額)」 又はその の被 項 中 建支援金の 人が とする。 費用 災 被 者生活再建支援金 災者生活再建支援 全 の額」とある 額 支給を受け が 千 円 未 満 ることが のは、「 で \mathcal{O} 法 額 あ 平 を減 ると できる 成 費 用 き じ + は 7 \mathcal{O} 年 場合 得 額 法 た カュ 律 額 5 に 第 \mathcal{O} お 六 そ (そ \mathcal{O} け 数 + \mathcal{O} 人 る が前

助 申

- 請 を行 定 わに な ょ る 別れ助 成 を 受 5 な け ょ うとす 人 は 市 長 が 别 に 定 \otimes る ろ V)
- 2 前 請 は 市 長 がけ に ば な 8 る 期 間 内 行 わ な け n ば な 5 な VI

切 で 前 あ 条 第 る _ 認 項 \emptyset \mathcal{O} 申 る とき 請 が はあ 0 速 た とき B カュ には 助 成直 \mathcal{O} 5 決に 定そ を \mathcal{O} 行 内 容 う ŧ を 審 \mathcal{O} 查 لح す

を受けた額の全部V第六条 市長は、偽な 部又は一部を返還的その他不正の の返還) 還させ の手段により助成を受け ることが で きる。 た人が あるときは、 当 該

(委任)

第七 条 この 例 の 施 行 に 関 必 要な 事 項 は 市長が 定め

条附例 は、則 平成二十 匹 年七 日 か 5 施行する。

提出する理由である。

部又は一部を助成するため、新たに条例を制定する必要がある。
うち、東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度の対象とならな平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた住宅の こい地 これが、この条例案をいものに係る費用の全地盤に係る復旧工事の